骨髄移植ドナー支援事業助成金のご案内

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替えることにより、造血機能を回復させる治療法です。

全国で毎年2,000人程度の人が、骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としています。

本町では、骨髄・末梢血幹細胞提供者（骨髄ドナー）となるため休業等を余儀なくされる人に対し、経済的な負担を軽減するため助成金を交付します。

【対象者】

助成の対象となる人は次のすべてに当てはまる人です。

（１）公益社団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。

（２）骨髄等の提供を行った日に住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳法に記録されていること。

（３）他の地方公共団体、企業又は団体等が実施する同種・同類の奨励金又は助成金、骨髄等の提供を事由とする有給休暇の取得を受けていないこと。

【助成金の額】

次に掲げる骨髄等の提供にかかる通院、入院及び面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院及び面談を除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

（１）健康診断のための通院

（２）自己血貯血のための通院

（３）骨髄等の採取のための入院

（４）その他の骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院・入院及び面談

【申請方法】

骨髄等の提供日から1年以内に、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書に以下の書類を添えて、福祉保健課に申請してください。

（１）骨髄バンクが発行する骨髄等の提供完了したことを証明する書類

（２）骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証明する書類

（３）振込先口座がわかるもの

※印鑑を持参してください。

**骨髄移植ドナー支援事業助成金のご案内**

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替えることにより、造血機能を回復させる治療法です。

全国で毎年2,000人程度の人が、骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としています。

|  |  |
| --- | --- |
| 【対象者】 | 助成の対象となる人は次のすべてに当てはまる人です。（１）公益社団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。（２）骨髄等の提供を行った日に住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳法に記録されていること。（３）他の地方公共団体、企業又は団体等が実施する同種・同類の奨励金又は助成金、骨髄等の提供を事由とする有給休暇の取得を受けていないこと。 |
| 【助成金の額】 | 次に掲げる骨髄等の提供にかかる通院、入院及び面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院及び面談を除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。（１）健康診断のための通院（２）自己血貯血のための通院（３）骨髄等の採取のための入院（４）その他の骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院・入院及び面談 |
| 【申請方法】 | 骨髄等の提供日から1年以内に、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書に以下の書類を添えて、福祉保健課に申請してください。（１）骨髄バンクが発行する骨髄等の提供完了したことを証明する書類（２）骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証明する書類（３）振込先口座がわかるもの　　　※印鑑を持参してください。 |

本町では、骨髄・末梢血幹細胞提供者（骨髄ドナー）となるため休業等を余儀なくされる人に対し、経済的な負担を軽減するため助成金を交付します。